

# 事務所通信

### 小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4 mei\_222@circus.ocn.ne.jp TEL 047-712-0466 · FAX 047-712-0467



東北・白神山地

### 令和4年9月の税務と提出期限

- ① 9月12日・・・令和4年8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 9月30日・・・令和4年7月決算法人の確定申告期限(法人税・消費税・法人事業税等)

### 今月の気になった新聞記事

- 1) 伝家の宝刀、法人税法 132 条「同族会社の行為計算の否認」最高裁が国側の上告を棄却・・・裁判で争われた UM 社グループの組織再編に絡む税務処理、866 億円を損金算入に税務署が認めなかったというもの。所得圧縮をする目的での租税回避行為とみなされ、約 181 億円の申告漏れとなった。同社の行為が税法に触れるものではなく違法とされたのは、「経済取引として不合理、不自然であるか」で判断されたが、裁判で覆った。これからは、「節税目的のため」という言葉は、どんな書類にも記載しないようご注意ください。
- 2) 3 メガバンクを含む大手 5 行が開発を主導、手数料無料「ことら」システム・・・今年の秋にもサービスを開始する予定。10 万円以下の個人間送金サービスがほぼ無料で利用できる見通しだ。例えば、飲み会で立て替え払いをした人に、スマホを使ってその場で瞬時にほぼ無料で送金することが可能となる。
- 3) 2021 年ふるさと納税総額は過去最高の 8302 億円・・・総務省が、7 月 29 日に発表したふるさと納税の 寄付総額が 8302 億円、件数は約 4500 万件、寄付金が多いのは、1 位北海道紋別市約 152 億、2 位は宮城県 都城市約 146 億、3 位根室市 146 億となり、総務大臣は、地域経済の活性化につながっていると記者会見。

## 電子帳簿保存法が改正されました

R3.05 (R3.12 改訂)

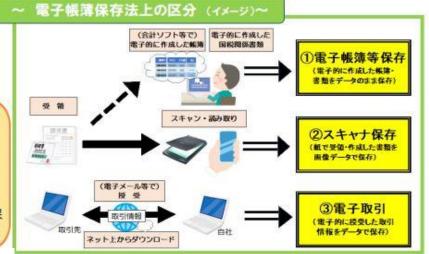
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。)」の改正等が行われ(令和4年1月1日施行)、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

道人

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、 どのようなものですか?

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録(電子データ)による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。



### ~ 電子帳簿等保存(区分1)に関する改正事項 ~

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました (電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。)。

#### 令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

- ※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を 会和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いします(スキャナ保存も同様です。)。
- 2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿 (注1) について優良な電子帳簿の要件 (注2) を満たして電磁的記録による 備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長 に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿 (優良な電子帳簿) に記録された事項に 関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置 が整備されました (申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の 適用はありません。)。

- (注1) 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者(青色申告法人)が保存しなければならない こととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿(売掛帳や固定資産台帳等)又は消費税法に基づき事業者が保存 しなければならないこととされている帳簿をいいます。
- (注2) 電子帳簿の保存要件の概要(次頁)の"優良"の要件をご確認ください。
- 3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。 正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)に従って記録されるものに限られます。他の要件に ついては、電子帳簿の保存要件の概要(次頁)の"その他"の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

### 新入社員が求める社内制度、第1位は、有給がとれる会社

現在、企業が求める新入社員の数より、就活生の人数が少ないいわゆる「売り手市場」。どのような企業が就活生に人気が高いのでしょうか?東京商工会議所が2022年度の新入社員967人に聞いてみました。

### 1. 就職する会社を選ぶ上で魅力に感じる企業の制度

- (1) 働き方改革に関する制度・スキルアップにつながる制度(複数回答)
  - 年次有給休暇取得の促進 (42.5%)
  - ・時差出勤・フレックス制度(41.9%)
  - ・テレワーク(在宅勤務)(36.1%)
  - ・資格・検定等の取得支援(39.8%)
  - ・人材育成・研修の充実(36.1%)
- (2) 出産・育児の両立支援(27.7%)
- (3) 兼業・副業の推進(9.4%)
- (4) 介護の両立支援(6.0%)



### 2. 福利厚生制度の種類は大きく分けて 2 種類

(1) 法定福利厚生・・・法律で定められている福利厚生

健康保険・介護保険・雇用保険・労災保険・厚生年金保険

(2) 法定外福利厚生・・・企業が独自に制定している福利厚生

社員食堂・家族手当・住宅手当・交通費・特別休暇・育児手当・資格取得手当 etc 福利厚生を充実させることが他社との差異化や従業員満足度の向上になり、優秀な従業員の獲得に効果大となるが、新入社員に今の会社でいつまで働きたいかとの質問に、チャンスがあれば転職や独立を希望が 25.5%で 定年まで働くという選択が 23.8%で、前年比較すると 5.5%減少している。

### 税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

### 1) 宗教法人に対する課税

宗教法人は、公益法人に分類されるため、「お布施」など多額の献金をもらっても、法人税は非課税です。 また、その法人の敷地で境内建物の固定資産税も非課税です。しかし法人税法の収益事業を行ったときは 課税対象となります。学校法人、医療法人等は、そもそも利益を出すことを目的としていないのが理由です。

### 2) 離婚での財産分与、課税対象になるケースも

財産分与を、土地や建物、有価証券で行う場合、所有者が売却の時に、購入時より、資産価値が上がっていれば、その所有者が「譲渡所得税」を支払うことになります。しかし、受け取った側は、夫婦の財産の精算や今後の生活保障のためであり、通常より多額と考えられる場合を除き課税対象とはなりません。

#### 3) サラリーマンの「副業節税」に国税庁がコメント

国税庁は、8月1日所得区分の見直し案に対するパブリックコメントの募集を開始した。見直しの対象となっているのは、事業所得と雑所得の扱いの違いを利用して所得を減らす方法だ。10種類ある所得区分のうち、サラリーマンが行う副業は主に「雑所得」となるが、継続性や規模によっては「事業所得」となる。国税庁が発表したパブコメ案は「副業収入が300万円を越えない限り雑所得として扱う」というもの。